

監査委員公表第2号

監査等の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査等を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成28年2月2日

寒川町監査委員 竹井 龍一郎
同 佐藤 一夫

1 監査の期間

平成28年1月6日から1月28日まで

2 監査箇所

拠点づくり部倉見拠点づくり課
拠点づくり部田端拠点づくり課
拠点づくり部寒川駅周辺整備事務所
環境経済部産業振興課
都市建設部都市計画課

3 監査の対象

平成27年度（平成27年4月1日から平成27年12月1日まで）における予算の執行、財産管理等財務に関する事務の執行

4 監査の方法

各対象部課等から事務事業の執行に関する書類の提出を求め、収入・支出に重点を置き、書類を監査するとともに事情聴取を実施した。

5 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認められたが、一部の事務執行において、留意すべき事項が見受けられた。

○軽微な留意事項

- ・口頭により指摘又は指導した。